第三期武雄市こどもの未来応援計画

～すべてのこどもの自立までを見守る社会へ～



武雄市こどもの貧困対策実行計画

令和８年１０月
武雄市

目次

１．はじめに
２．計画の位置付け
３．経過
（１）第一期及び第二期計画の策定
（２）これまでの主な取組み
（３）「子どもの生活実態調査」の結果及び市の独自指標の推移と関連事業
（４）第三期計画の策定
４．計画対象期間
５．武雄市のこどもを取り巻く現状
（１）人口推計とこどもの貧困
（２）生活保護世帯
（３）就学援助を受けている児童生徒
（４）ひとり親家庭と児童扶養手当受給者
（５）こどもの養育に関して「困難度が高い」世帯
（６）こどもの基本的な生活習慣・学習習慣等
（７）子育てにかかわる各種制度の運用上の課題
６．武雄市のこどもの貧困対策の基本理念と取組姿勢
（１）基本理念
（２）取組姿勢
７．こどもの貧困対策の具体的な施策と指標
（１）施策の柱
（２）具体的な取組み
（３）指標
（４）計画の見直し

１．はじめに

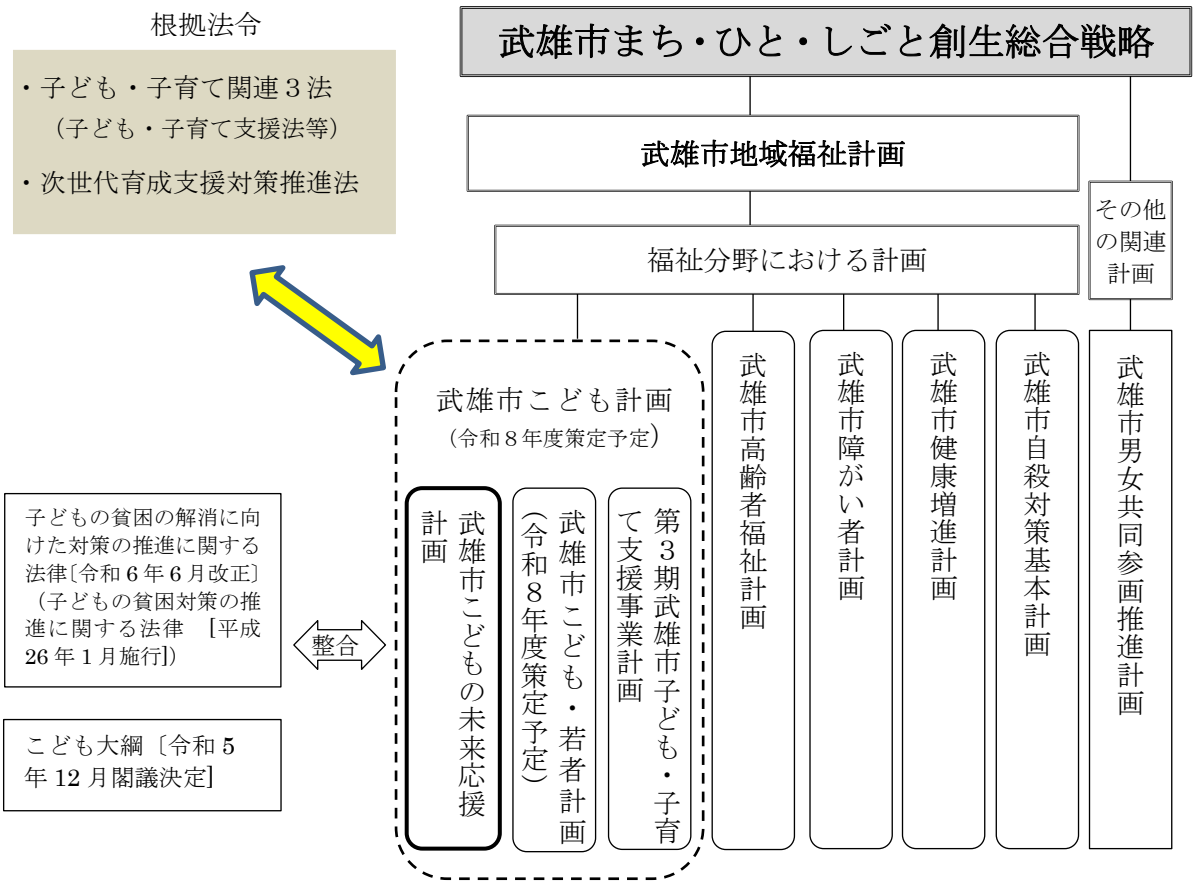
武雄市の未来を担うのは、こどもたちである。

全てのこどもたちの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが夢と希望をもって未来を切り開いていける社会の実現を目指し、平成 28 年度にこどもの未来を応援するための基本方針となる「武雄市子どもの未来応援計画（武雄市子どもの貧困対策実行計画）」（以下「第一期計画」という。）を策定し、総合的な対策に取組んできた。令和 3 年に第一期計画を見直し、より実行性の高い施策を展開していくため、「第二期武雄市子どもの未来応援計画」（以下「第二期計画」という。）を策定した。

第二期計画の基本理念を継続した上で、貧困対策をより一層推進するために「第三期武雄市こどもの未来応援計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

２．計画の位置付け

この計画は、武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、「武雄市子ども・子育て支援事業計画」との関連性を踏まえ、関連施策を連動させ、一体的に推進していくものとする。



３．経過

（１）第一期及び第二期計画の策定

武雄市（以下「本市」という。）では、平成 28 年 4 月、こどもの貧困対策を専門とする「こどもの貧困対策課」の設置、続いて同年 5 月に庁内関係部署が参画する「こどもの貧困対策ワーキンググループ」を設置し、武雄市におけるこどもの貧困対策について検討を行った。

また、「子どもの生活実態調査」「ひとり親家庭等アンケート調査」、その他関係機関へのアンケート、ヒアリング調査により実態把握を行い、平成 29 年 3 月に第一期計画を策定しその取組みを進めてきた。

第二期計画の検討にあたって、平成 28 年度の「子どもの生活実態調査」からの変化をとらえるため、令和 2 年度に再度調査を実施し、こどもやその保護者について、収入面や、こどもに必要な環境が与えられているか、困窮経験の有無等の調査により「困難度が高い」世帯の実態把握に努めた。

調査対象は、前回調査を行った小学校 1 年生及び 5 年生並びに中学校 2 年生の児童生徒・保護者に加え、義務教育後の実態把握をするため高校 2 年生の学年にあたる 16～17 歳のこども及びその保護者まで対象を広げ調査を実施した。

その他児童扶養手当等受給者を対象として「ひとり親家庭等アンケート調査」を実施するとともに、こどもの貧困にかかわる関係者を集めた「こどもの貧困対策会議」における意見聴取や、保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校、主任児童委員などへのヒアリング調査等を行い、実態把握に努めた。第二期計画は令和 3 年 12 月に策定した。

（２）これまでの主な取組み

【施策の柱Ⅰ】こどもに寄り添う伴走型支援

●こどもの笑顔コーディネーター設置事業

平成 29 年度から、問題が顕在化する前の「少し気になる」段階からの早期対応や、こどもの成長段階に合わせて支援を必要とするこどもや家庭に寄り添いながら長期的・継続的支援を行う「伴走型支援」を実施。令和 7 年度は、教員や保育士、社会福祉士の資格を有する「こどもの笑顔コーディネーター」を拠点校 5 校（武雄小・御船が丘小・朝日小・山内西小・北方小）に配置している。拠点校以外の小・中学校についても、定期的に訪問等行い市内全小中学校において伴走型支援に取り組んでいる。これによりコーディネーターの児童等対応延べ件数が令和 3 年度 4,887 件から令和 7 年度には 5,147 件と増加している。

また、保健師・保育士のコーディネーターを子育て総合支援センターに配置し、妊娠期・乳幼児期の早い段階から相談、訪問対応等を行い、拠点校のコーディネーターに必要な情報をつないでいる。

▶ 児童・生徒対応

学校や関係機関からの情報提供を受けて、児童生徒と関わりを持ち基本的生活習慣の指導、学校生活のサポート、登校呼びかけ、進路相談、家庭訪問等の対応を行っている。

▶ 義務教育後の対応

中学校卒業後も進路相談に対応し、本人の希望に沿った進路選択の助言や高校等との

連携などを行っている。

▸ **教職員・保護者対応**

学校に拠点を置いているため、教職員からの情報共有や相談をしやすい環境になっている。

また、校内で保護者対象の懇談会を開催するなどして、就学援助、奨学金等の情報提供を行っている。また、家庭へパックご飯や弁当等を届ける食支援を行っている。

▸ **諸機関連携**

こども家庭センターや保育所等と連携をとり課題を抱える家庭の状況把握やケース会議への出席等の対応を行っている。また、民間支援団体が行う食支援等（よりみちステーションぼちぼちや・くむくむ・てくてく、Aスタ寺子屋、そよぎ de ごはん、子ども食堂ふ～らいさん等）の活用、情報連携を行っている。

笑顔コーディネーター対応件数

	R3	R4	R5	R6	R7
児童対応	1,577	2,342	3,978	1,899	1,210
中高生等対応	283	435	483	501	613
教職員・保護者対応	2,086	2,072	2,664	1,849	1,573
諸機関連携	941	696	610	452	642
合　計	4,887	5,545	7,735	4,701	4,038

【施策の柱Ⅱ】教育・学びの支援

①「学校」をプラットフォームとしたあらゆる学びへ環境整備

●コミュニティ・スクール事業

コミュニティ・スクールとは、学校・地域・保護者が一体となった学校運営協議会を組織した学校のことであり、地域学校協働活動推進員が地域住民等と学校との連絡調整を行い、力を合わせ学校運営に取り組む事業のこと。

市内全小・中学校で実施することにより、学校と地域との連携を促進した。

●スクールソーシャルワーカー活用事業

いじめや不登校、暴力行為、児童虐待等、多岐にわたる生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ支援する事業。

令和 4 年度以降は 2 名体制で取組んでおり、令和 3 年度配置時間の 930 時間から令和 7 年度は 1,015 時間と増加した。支援にあたっては、こどもの笑顔コーディネーターとの連携も図っている。

②学力・体験支援

●放課後等補充学習支援事業

放課後学習会を実施し、学習習慣の定着と学習意欲や学力向上をより効果的に推進する取組。放課後及び長期休業期間に外部講師が来校、学習をサポートしており、平成 29 年度から継続し復習や学び直しの機会を提供している。特に中学校 3 年生は入試に向けた取り組みを積極的に行った。

●ICT 教育推進事業

ICT 機器を活用した教育を充実させる取り組みとして、児童生徒が授業内容に合わせて ICT 機器を活用し主体的・対話的学びができた。

●職業意識づくり教育

一人ひとりが社会で自立し自分らしい生き方を実現するために必要な基盤となる能力や態度を育てる取組。全小学校で町探検や施設を見学し、全中学校の第 2 学年で職場体験を実施した。

●体験活動事業の実施

市内小学生を募り、野外活動やキャンプを実施し、体験活動の充実に取り組んでいる。

また、市内中高生で構成されるジュニアリーダーズクラブでは、上記イベントの運営や、町のイベントに出向いて運営補助を行うなど、体験活動の支援だけでなく主体性の醸成にもつながっている。

③就学支援・学びの環境支援

●就学援助制度

経済的理由によって就学が困難な家庭に対し学用品費、給食費、修学旅行費などの学校生活費用の一部を支援することで負担軽減を図った。

また、小学校 1 年生、中学校 1 年生を対象に新入学用品費を新年度前の 3 月に支給することにより、入学時に必要な学用品や通学用品を購入する際の費用負担軽減を図った。他にも中学校 3 年生に高等学校進学等準備金を支給することで、高校入試受験料や就職準備のための費用負担軽減も図った。

また、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して学用品費、給食費などを補助し負担軽減を図った。

●奨学資金貸与事業

経済的理由により大学又は高等学校及び高等専門学校の修学が困難なものに対し奨学資金を貸与することで進学をあきらめることなく学びの機会を提供することができた。

また、返還免除の要件を定めて負担軽減を図っている。

●高校入学等準備支援金支給事業

高校入学等準備にかかる経済的な負担を軽減するため、中学校3年生の保護者に対しこども1人当たり3万円（第3子以降は5万円）をデジタル地域通貨たけおPayで支給した。

●各小中学校に生理用品の設置（生理の貧困）

令和4年6月から、小学校4年生以上が使用するトイレ個室に生理用品を配置することで、必要な時に気兼ねなく使用できるようになった。

【施策の柱Ⅲ】生活・養育環境の支援

①親子への生活・養育環境の支援

●ファミリー・サポート制度

育児の援助を受けたい人と応援したい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、一時的なこどものお世話を有償で行う、子育て相互支援事業。
制度の見直しにより、減額対象者を多胎児（月 10 回利用）まで拡充。ひとり親、低所得、多胎児、障がい児を持つ世帯は優先して調整を行う。

ファミリー・サポートの利用をきっかけとして、支援が必要なケースが見つかり関係機関へとつながる等の成果もあった。

●こども家庭センター事業

令和7年度より母子保健と児童福祉の機能を統合・連携強化した「武雄市こども家庭センター」を設置し、18歳未満の児童とその家庭が抱える様々な相談に応じ各関係機関と連携し必要な支援を行っている。

②保護者の生活支援

●子育て短期支援事業

保護者の疾病やその他の理由により、家庭で児童の養育をすることが一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童が施設に入所する支援事業。事業実施により、子育て困難な状況に陥っている保護者、こどもの短期支援を実施している。

●ペアレントプログラム事業

発達特性等があり子育てに難しさを抱える保護者へ楽しく子育てする自信をつけ仲間づくりを行う事業で、受講後も継続的にサポートし保護者同士のネットワーク作りを実施している。

③こどもの生活支援・居場所づくり

●放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に学校施設等を利用して適切な遊び、生活の場を提供し、健全育成を図る事業。市内全

11 小学校に放課後児童クラブを開設（14 クラブ 24 単位（内 1 クラブは民間））し、居場所提供、育児支援を実施している。

また、利用料について、生活保護世帯や住民税非課税世帯は全額減免、多子世帯は半額や無料にすることで負担軽減を図っている。

●こどもの居場所「笑顔ルーム」事業

令和 2 年度から、こどもの笑顔コーディネーターが地域の協力を得てこどもの居場所「笑顔ルーム」事業を実施し、孤立防止、学習・食の支援、体験活動等、こども・保護者を含めた支援強化を図る事業。令和 7 年度は小中学生 342 名（延べ人数）が参加し、計 17 回開催した。事業実施により、家、学校以外の居場所の提供、宿題の見守りによる学習の支援、料理体験他様々な体験活動の実施により、学習機会の提供、社会体験不足を補うことができた。

④こどもの自立に向けた支援

●合同就職面談会

合同就職面談会の実施により企業と求職者のマッチングを図った。

【施策の柱Ⅳ】就労・経済的な支援

①就労の支援

●母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給事業

ひとり親家庭等の父又は母が、安定した収入を得るための資格取得を目的とする養成機関で修業する期間及び修了時に訓練促進給付金を毎月、最大 5 年間支給する事業。令和 3 年度から令和 6 年度までは 13 件～16 件で推移。令和 7 年度実績は 8 件。

●母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業

ひとり親家庭等の父又は母が安定した収入を得るための資格取得に係る講座受講費用の一部を助成する事業。令和 3 年度から令和 7 年度までの実績は毎年 1～2 件で推移（令和 5 年度のみ 0 件）。

②経済的な支援

●子ども医療費助成事業（未就学児～18 歳年度末までの者）

こどもの保健向上と福祉増進のため医療費について医療機関窓口での負担軽減を行う事業。令和 3 年 7 月から対象者を高校生年代まで拡充した。

●ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭の父又は母及び児童に対し医療費を助成することで生活の安定と福祉の向上を図った。

●児童扶養手当給付事業

父母の離婚等により、父又は母と生計を共にしている児童を養育しているものに対し

て、生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長のために給付した。令和6年11月の法改正により、受給者本人の所得限度額の引き上げや3人目以降の手当額が2人目と同額になるなど拡充された。

■自治体間の交流と国等への働きかけ

本市では平成28年の「こどもの貧困対策課」設置以来、特に国への働きかけ、自治体間交流（知見の共有）等に力を入れてきた。

武雄市長が発起人となり、平成28年6月に「子どもの未来を応援する首長連合」を設立。

毎年度現場の声を国政に届けるための内閣府特命担当大臣への要望活動と、会員自治体の知見の共有、全体の底上げを目的としたワークショップを実施した。

○設立年月日　　平成28年6月8日
○加盟自治体数　170（126市 4区 36町 4村）※令和8年9月現在
○目的　　貧困対策のプラットホーム
　　知見の共有 → 全体の底上げ
　　現場の声を国政へ
○経過
　要望活動
　・令和3年11月26日　野田聖子内閣府特命担当大臣へ要望
　・令和4年11月08日　小倉將信内閣府特命担当大臣へ要望
　・令和5年11月14日　加藤鮎子内閣府特命担当大臣へ要望
　・令和6年12月25日　友納理緒内閣府大臣政務官へ要望
　・令和7年12月23日　渡辺こども家庭庁長官へ要望
　地域ワークショップ等
　・令和5年02月09日　第7回　長崎県大村市
　・令和6年02月08日　第8回　奈良県田原本町
　・令和7年01月22日　子どもの教育格差に関するシンポジウム
　　（認定特定非営利活動法人キッズドア主催、武雄市長が会長としてパネラー参加）
　　＊令和2年度～令和3年度はコロナ禍のため中止
○成果：（令和7年度要望事項）
　・小学校の給食費負担軽減の実施及び中学校の実施検討。
　・こどもの居場所づくり事業の企業連携による体験機会の増加施策を実施。
　・貧困対策充実のための加速化プラン予算の倍増。
　・「こども家庭センター」設置に向けた財政支援及び継続的・長期的な支援体制の継続。

（3）「子どもの生活実態調査」の結果及び市の独自指標の推移と関連事業

はじめに、こどもの貧困対策を評価する際は、それが社会情勢等の影響を多分に受けるものであり、施策の成果との判別が難しいことを踏まえる必要があった。特に令和3年8月豪雨災害、新型コロナウイルス、物価高騰等による社会的要因の影響は大きい。

今回、これまでの取組みを評価するにあたり、生活実態調査により把握した困難度の高い

世帯の判別結果、本市のこどもの貧困を把握するべく設定した独自の指標の推移と関連事業の成果から評価を行うこととした。

【子どもの生活実態調査結果より】

本市では、国民生活基礎調査によるこどもの貧困率に代わる指標として、市独自の調査を実施し、経済的困窮だけでなく、こどもに必要な環境が与えられているか否か、困窮経験の3つの要素で困難度が高い世帯の判別を行い、その実態把握を行ってきた。

結果については、以下のとおり。

困難度の高い世帯の判別

判別基準	R2 調査	R7 調査	比較増減
世帯年収（169 万円以下）	21.4%	14.2%	7.2 ポイント減少（改善）
こどもに必要な環境等（合意基準）	4.5%	4.2%	0.3 ポイント減少（改善）
困窮経験	2.4%	1.8%	0.6 ポイント減少（改善）
該当者	24.4%	18.5%	5.9 ポイント減少（改善）

※それぞれ重複分を差し引くため、単純合計ではない。

令和2年度調査では3つの要素にいずれかでも該当する世帯の割合は24.4%であったが、令和7年度に実施した調査では、18.5%となり一定の改善がみられる。

前述のとおり、施策の成果と単純に言うことはできないが、3つの要素すべてにおいて大災害等、大きな社会的悪影響の中一定の数値的改善が見られたことは、伴走型支援他、就学援助、ひとり親支援、医療費の支援等多方面にわたって施策を積み重ね継続したことが一定の成果につながったものと考えられる。

【市の独自指標の推移と関連事業】

次に本市で独自指標として定める３つの指標とその関連施策についてまとめた結果は以下のとおりである。

❶　要保護、準要保護の割合

生活保護制度は国の制度であることから市独自で制度を見直すことはできないが、準要保護（就学援助制度）については、市独自で新入学用品費の入学前支給や進学等準備金の支給等を行っている。

結果として、児童・生徒の全体数は少子化に伴い令和3年度3,950人から令和7年度3,711人と減少傾向にあるが、要保護、準要保護の認定数は令和3年度521人（13.4%）から令和7年度515人（14.1%）と支援対象者数は6人減、割合は0.7ポイント増となっている。

制度周知の結果として制度が認知され就学支援を多くの家庭へ結び付けたといえる。

❷ こどもの朝食摂取率

各学校の食育推進担当者が作成した「食に関する全体計画」に従い、学級活動や家庭科等を通じ指導を行っている。その他関連事業として、食育推進事業、食生活改善推進事業、食を通じた健康づくり事業を実施している。

こどもの朝食摂取率については、以下のとおり。

朝食摂取率（小学校６年生）　（%）

年度	国	県	武雄市
R 3	９４．９	９４．８	９４．８
R 7	９３．７	９３．１	９１．８
増減	▲１．２	▲１．７	▲３．０

（▲はマイナス）

出典：全国学力・学習状況調査

令和７年度は、令和３年度と比べて国、県、市ともに朝食摂取率が減少している。

また、令和３年度の市の割合は、国、県と同程度であるが、令和７年度の市の割合は国、県を下回った。

朝食摂取率（中学校３年生）　（%）

年度	国	県	武雄市
R 3	９２．８	９３．８	９６．０
R 7	９１．２	９１．８	９２．７
増減	▲１．６	▲２．０	▲３．３

（▲はマイナス）

出典：全国学力・学習状況調査

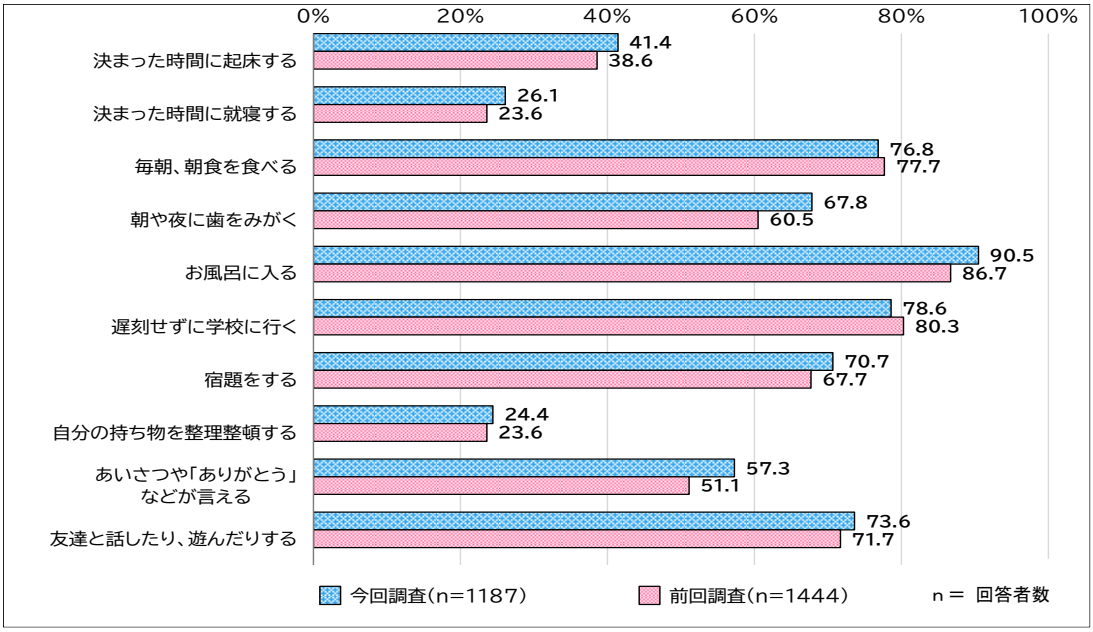
令和７年度は、令和３年度と比べて、国、県、市とともに朝食摂取率が減少している。

また、令和３年度、令和７年度の市の割合はともに国、県を上回った。

こどもの基本的な生活習慣を見る指標として、生活の基本である朝食摂取率を設定したものであるが、「子どもの生活実態調査」の結果では、朝食摂取率の設問で「毎朝朝食を食べる」が令和 3 年度の 77.7%に対し、令和 7 年度では、76.8%と下落している。

その他、同調査における生活・学習習慣の状況について 10 項目の結果については以下のとおり、10 項目中 8 項目で改善の傾向がみられる。

生活・学習習慣の状況　（“できている”の割合）



※「武雄市子どもの生活実態調査」

❸　不登校率

スクールソーシャルワーカー（SSW）事業について、市内に２名を配置し、それぞれ中学校区ごとに担当を決めて対応に当り、児童生徒の家庭環境への働きかけ、医療機関他関係機関とのつなぎ等実施している。

スクールカウンセラーは市内全小中学校に配置し、児童生徒のみならず、保護者、教職員へのカウンセリングも行い、心理面の支援にあたっている。

不登校・引きこもり訪問支援事業については中学校に訪問相談員を配置し（令和６年度から相談員を３名から４名に増員）、不登校生徒・家庭と学校をつなぐ役割をはたしている。

他に校内教育支援センターにおける学校支援事業については不登校生徒に対する学習支援や教育相談等を行っている。配置校を令和３年度の１校から令和６年度には３校へ拡大し不登校対策の一層の充実を図っている。今後は小学校への拡大も検討していく。

スクラムでは、支援員２名を配置し、個別の学習支援や小集団での体験活動を通して、不登校（傾向）児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っている。

こどもの笑顔コーディネーターは、家庭訪問、登校呼びかけ等、スクールソーシャルワーカー等支援機関と連携し、児童・生徒、保護者の相談対応に当っている。

小学校　不登校児童数（30 日以上）の割合　（%）

年度	国	県	武雄市
R　3	1．3	1．2	1．4
R　6	2．3	2．0	2．1
増　減	1．0	0．8	0．7

出典：武雄市調べ

中学校　不登校生徒数（30 日以上）の割合　　（%）

年度	国	県	武雄市
R 3	5．0	4．5	5．2
R 6	6．8	5．8	7．5
増　減	1．8	1．3	2．3

出典：武雄市調べ

小学校、中学校ともに不登校率は増加傾向にある。

（4）第三期計画の策定

第三期計画の検討にあたって、令和 2 年度の「子どもの生活実態調査」からの変化をとらえるため、令和 7 年度に再度調査を実施し、こどもやその保護者について、収入面や、こどもに必要な環境が与えられているか、困窮経験等の調査により「困難度が高い」世帯の実態把握に努めた。

こどもの貧困にかかわる関係者を集めた「子どもの貧困対策会議」における意見聴取や、保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校、主任児童委員、こどもの笑顔コーディネーターなどへのヒアリング調査等を行い、実態把握に努めた。

第三期計画は令和 8 年度策定予定の武雄市こども計画（「子ども・子育て支援事業計画」、「こども・若者計画（令和 8 年度策定予定）」「こどもの未来応援計画」）に位置づけされる。

また、令和 8 年 9 月 9 日から１０月８日まで本計画案にかかるパブリックコメントを実施した。

４．計画対象期間

本計画の対象期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。ただし「武雄市こども計画」が令和 11 年度に見直されるのに合わせ、当計画も見直しを行い令和 12 年度から「武雄市こども計画」として一本化する。

５．武雄市のこどもを取り巻く現状

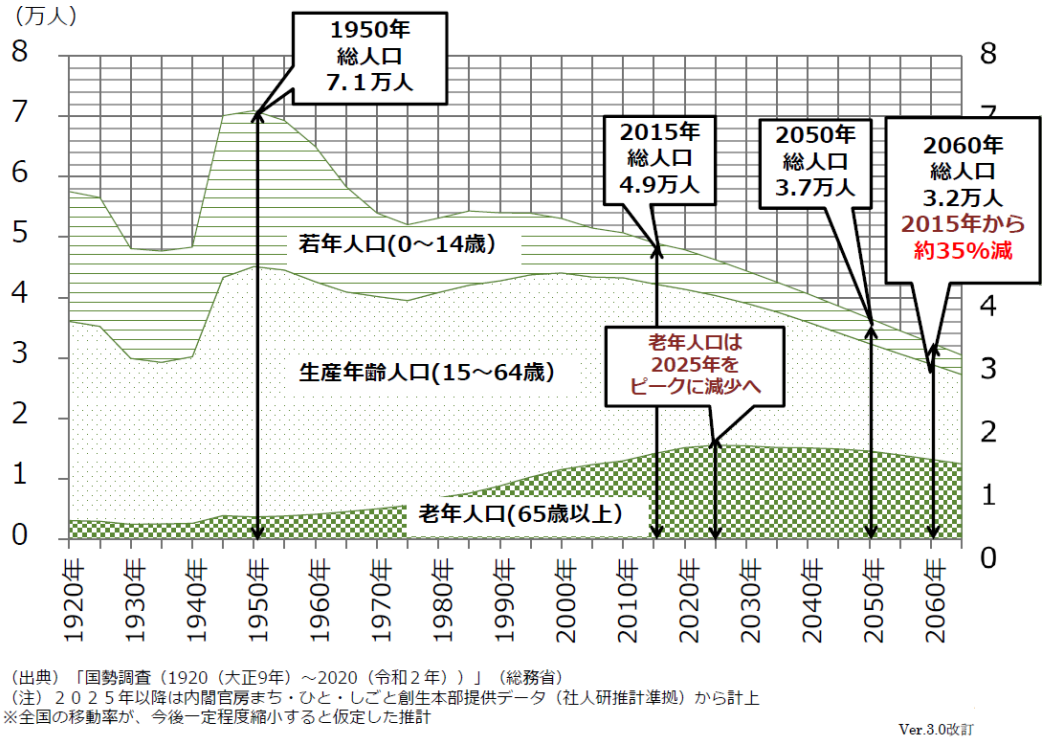
（1）人口推計とこどもの貧困

本市においては、少子高齢化の進行により、2060 年には 2015 年と比べ総人口が約 35%減少する見込みである。2050 年には約 3.7 万人とピーク時の半数程に減少する見込みである。

また、65 歳以上の老年人口は 2025 年にピークを迎え、若年人口、生産年齢人口とともに減少に転じる見込みである。

社会保障制度が「肩車」型社会と変化する人口構成が予想されている次世代を担うこどもたちを武雄市においてどのように育てていくかが問われている。

図１．武雄市の人口推計



（出典）「国勢調査（1920（大正9年）～2020（令和２年））」（総務省）
（注）２０２５年以降は内閣官房まち・ひと・しごと創生本部提供データ（社人研推計準拠）から計上
※全国の移動率が、今後一定程度縮小すると仮定した推計

Ver.3.0改訂

出典　　武雄市人口ビジョンより

一方、我が国の相対的貧困率は、厚生労働省の国民生活基礎調査によると、昭和 60 年から年々増加傾向にあり平成 24 年は過去最高の 16.1％となった。その後、減少傾向にあり令和 6 年は 15.0％である。

同様に、こどもの貧困率も平成 24 年は過去最高の 16.3％となり、こどもの約 6 人に 1 人が貧困状態にあると考えられていた。その後、減少し令和 6 年度は 11.0％と約 9 人に 1 人が貧困状態にある。

なお、佐賀県及び武雄市の状況については、抽出調査である国の調査からは算出することはできず、表１の数値と比較可能な統計値は得られない。

表１．全国の子どもの貧困率の状況

調査年	H24	H27	H30	R3	R6
相対的貧困率	16.1%	15.7%	15.4%	15.4%	15.0%
子どもの貧困率	16.3%	13.9%	13.5%	11.5%	11.0%
子どもがいる現役世帯	15.1%	12.9%	12.6%	10.6%	9.0%
大人が１人	54.6%	50.8%	48.1%	44.5%	44.7%
大人が２人以上	12.4%	10.7%	10.7%	8.6%	6.7%
貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）	122 万円	122 万円	127 万円	127 万円	138 万円

出典：国民生活基礎調査

令和 3 年度は「新基準」の数値となっている。新基準は 2015 年に改定された OECD の所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得からさらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」、「仕送り額」を差し引いたものである。

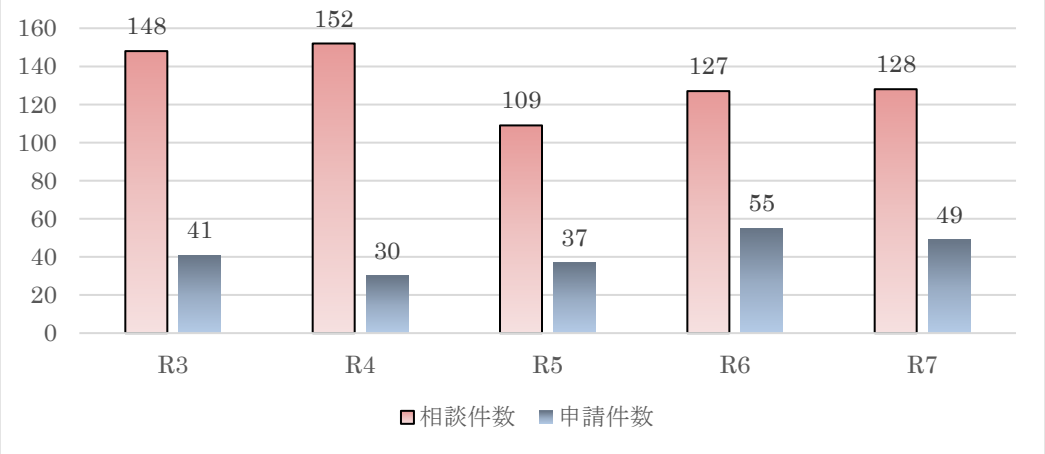
（２）生活保護世帯

本市の生活保護世帯数は、令和 7 年度は 264 世帯で、保護率は 0.63％（全国平均は 1.61％、佐賀県は 0.91％）であり、本市で生活保護を受給している世帯の 17 歳以下のこどもの数は 7 人である。

生活保護世帯のこどもの進学については、本市では実数が少なすぎるため単年度では統計的に実態を把握できないが、令和 3 年度～令和 7 年度（5 か年）の平均値としては、高等学校等進学率が 100％、大学等進学率が 33％である。

本市における生活保護の相談件

図２．武雄市の生活保護相談件数及び申請件数の推移



出典：武雄市調べ

（３）就学援助を受けている児童生徒

本市では、学校教育法（昭和 23 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる小･中学生の保護者に対して学用品等の援助を行っている。要保護及び準要保護児童生徒数（就学援助対象者数）は、令和 7 年度は 515 人で全児童生徒数に占める割合は 14.1％である。表２の推移のとおり、認定数はここ 10 年の経過をみると増加傾向にある。

就学援助については、市町村ごとに認定基準が異なるため単純比較はできないが、要保護・準要保護の認定者割合は令和 7 年度では、武雄市は 14.1％、佐賀県が 12.3％、全国では 13.6％である。

表２．武雄市の要保護・準要保護認定の推移

年度	R3	R4	R5	R6	R7
認定数	521 人	534 人	521 人	535 人	515 人
割合	13.4%	13.8%	14.6%	14.4%	14.1%

出典：武雄市調べ

（４）ひとり親家庭と児童扶養手当受給者

本市におけるひとり親家庭の世帯数は増加傾向にある。（表３）

なお、本市の児童扶養手当受給者数は、平成 28 年度以降、減少傾向にある。（表４）

表３．武雄市のひとり親世帯数

年度	H12	H17	H22	H27	R2
父子家庭	28	24	28	26	23
母子家庭	238	284	292	299	282

※数値は 18 歳未満世帯員のいる世帯数　　出典：国勢調査

表４．武雄市の児童扶養手当受給者数の推移

年度	R3	R4	R5	R6	R7
人数	448	450	424	407	378

出典：武雄市調べ

（５）こどもの養育に関して「困難度が高い」世帯

本市では、平成 28 年度、令和 2 年度に続き、3 回目の「子どもの生活実態調査」を令和 7 年度に実施した。

調査対象　：　小学校１年生の保護者、小学校５年生の児童及び保護者、
　　中学校２年生の生徒及び保護者　16～17 歳のこども及び保護者
　　（保護者 1,738 名　　こども 1,305 名　　計 3,043 名）
実施期間　：　令和 8 年 1 月～2 月上旬
実施方法　：　無記名によるアンケート調査、学校を通じて配布・回収
　　16～17 歳は郵送及びインターネットによる配布・回収
回 収 率　：　保護者 68.4%　　こども 71.7%

本調査の集計・分析にあたっては、こどもの貧困問題について武雄市における実態を把握するため、アンケート結果に基づき、こどもの養育の“困難度の高さ”という視点から世帯の判別・類型化を行った。

「困難度の高さ」について、本調査では「等価世帯年収」、「合意基準」、「困窮経験」の３つの視点から捉えることとし、具体的には次の５つの設問への回答データに基づく判別・類型化を行った。結果として令和７年度における「困難度が高い世帯」の割合は18.5%であった。

困難度の高さについての設問

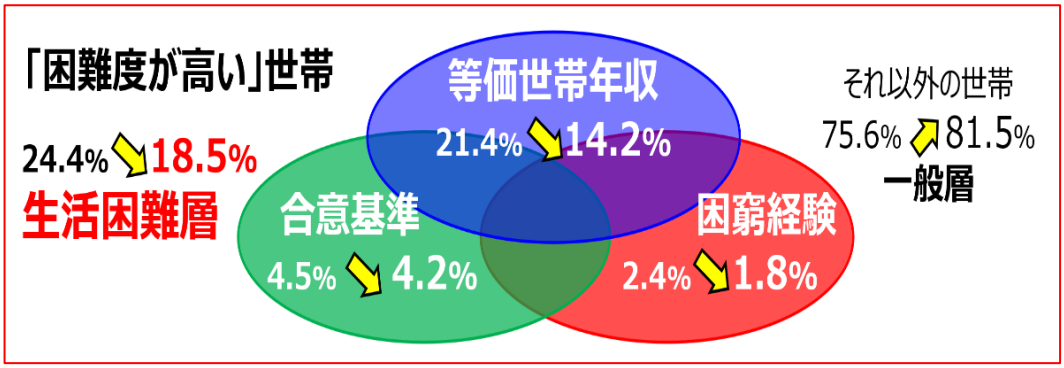
判別の視点	判別・類型化に用いた設問
等価世帯年収	生計を共にしている家族の人数
	世帯の年間収入
合意基準	こどもにとって必要な基本的な生活・環境等（14項目）
	子に与えられている基本的な生活・環境等（14項目）
困窮経験	経済的理由による困窮経験（6項目）

※等価世帯年収とは、世帯年収を家族人数の平方根で除した値

こどもの養育に関して「困難度が高い」世帯の判別・類型化

“困難度の高さ”指標	判別基準
等価世帯年収	等価世帯年収が169万円（目安）を下回る場合、困難度が高いと判別
合意基準（４項目） （こどもに必要な環境等） ※保護者の８割以上が必要	以下のいずれかが与えられていない世帯 ・一日三度の食事　・必要な時に病院に行く ・高校等への進学　・季節にあった衣服
困窮経験（４項目）	以下のいずれかが頻繁にあった世帯 ・必要な食料品が買えない　・必要な衣料が買えない ・公共料金の滞納　・家賃等の滞納

❖世帯の類型化



※表中の数字　矢印左…R2調査、矢印右…R7調査

こどもの養育に関して「困難度が高い」世帯における回答においては、それ以外の世帯の回答と比較して、以下の特徴が見られた。

（保護者）

・親の健康状態について母親は「よい＋まあよい」が 5 割を超えているが、父親は「よい＋まあよい」が 4 割となっており、一般層より 2 割ほど低く健康状態がよくない割合が高い。

・こどもの基本的な生活習慣（毎朝朝食を食べる、朝夜に歯をみがく、遅刻せずに学校に行く）については一般層より 10 ポイント以上低くなっており、養育力の低下や生活習慣の乱れがみられる。

・習い事をしていない割合が一般層より約 18 ポイント高い。理由として「こどもがやりたいと言わない」が一般層、困難層ともに 5 割を超えるが、困難層は「習わせる経済的ゆとりがない」との回答割合が 5 割に近く一般層より約 26 ポイント高い。

・小、中学生の保護者の進学見通し、子の希望において、困難層は、「高校」と回答した割合が最も多いが、一般層では大学・大学院が最も多い。親が進路を描きにくく、こどもの進路感も定まりにくい傾向がみられ、困難層では経済的理由が進路の判断に影響していると考えられる。

・与えられていない環境・モノに対しては自然体験活動や子供部屋、専用の勉強机など一般層より 17～28 ポイント低くなっている。

・こどもの入学や進学にあたり不安なこととして「こどもに友達ができるか」や「友達との人間関係について」がすべての層でポイントが高い。困難層は経済的負担が大きいことが一般層と比較し 20 ポイント近く高くなっている。

・必要と思う支援について、「保育や学校費用の軽減」が全体で 66.2%と最も多く、次いで多いのは「奨学金制度の充実」。困難層では「生活保護や就学援助の拡充」、「一時的に必要な資金を借りられる支援」が一般層と比較し 10 ポイント以上高くなっている。

・経済的要因以外に保護者等の健康上の問題、養育力低下など複合的な課題を抱えながら、外部からは見えづらく、保護者が相談の必要性を感じていない。

（こども）

・携帯電話、スマートフォンを持っている割合が一般層と比較し 12 ポイント高い。

・平日や休日に 3 時間以上の時間の過ごし方の割合が「携帯電話、スマートフォンをみる」割合が一般層と比較し 10 ポイント以上高くなっている。テレビ、インターネットを見る割合も 10 ポイント近く高い。

・睡眠時間は 7 時間台が 10 ポイント以上高く、8 時間台は 8 ポイント以上低くなっている。

・学校の授業内容は「すべての教科について理解できている」割合が 10 ポイント以上低く、「全く理解できていない教科がある」割合が 10 ポイント近く高くなっている。

また、令和 7 年８月に武雄市が実施したひとり親家庭等へのアンケート調査においては、以下のような特徴が見られる。

・「こどもについての不安」についての設問では、無回答を除くと学力が 58.6%、進路が 56.1%、友人関係が 21.7%、食事・栄養が 17.8%、しつけ 15.9%の順であった。

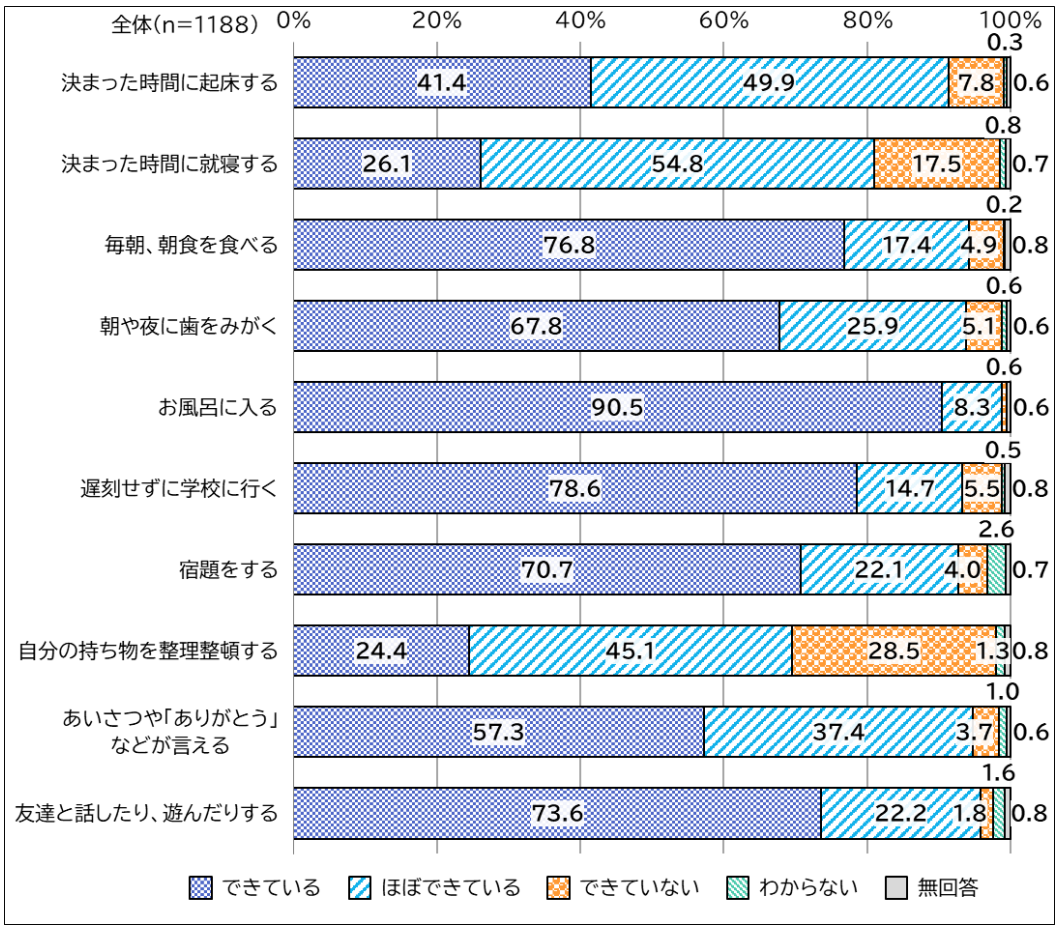
・養育費の有無についての設問では、養育費「なし」と回答した割合が 66.8%であり、理由としては「相手と関わりたくない」が 33.1%、「相手が支払わない」が 26.3%であった。
・現在困っていることの設問は、収入が 82.0%、仕事 29.1%、心身の健康 23.3%の順であり、他にも住まいや家族の介護など多岐にわたった。
・子育てについて、「保護者以外にこどもが頼りにできる大人がいるか」の設問に 88.9%がいると回答し、その内訳は「同居家族」が 77.3%であった。また、「こどもとよく会話するか」との設問に対し、「よくする」66.4%、「話すよう心掛けている」30.2%と多数を占めた。

（６）こどもの基本的な生活習慣・学習習慣等

本市の子どもの生活実態調査をみると、こどもの生活・学習習慣に関する項目のうち保護者が「できている」「ほぼできている」と肯定的に回答した割合が高い項目は、“お風呂に入る”98.8%、“遅刻せずに学校へ行く”93.3%、“毎朝、朝食を食べる”94.2%であった。

一方、他と比べて肯定的割合が低いものは、“自分の持ち物を整理整頓する”で 69.5%、“決まった時間に就寝する”80.9%などとなっている。

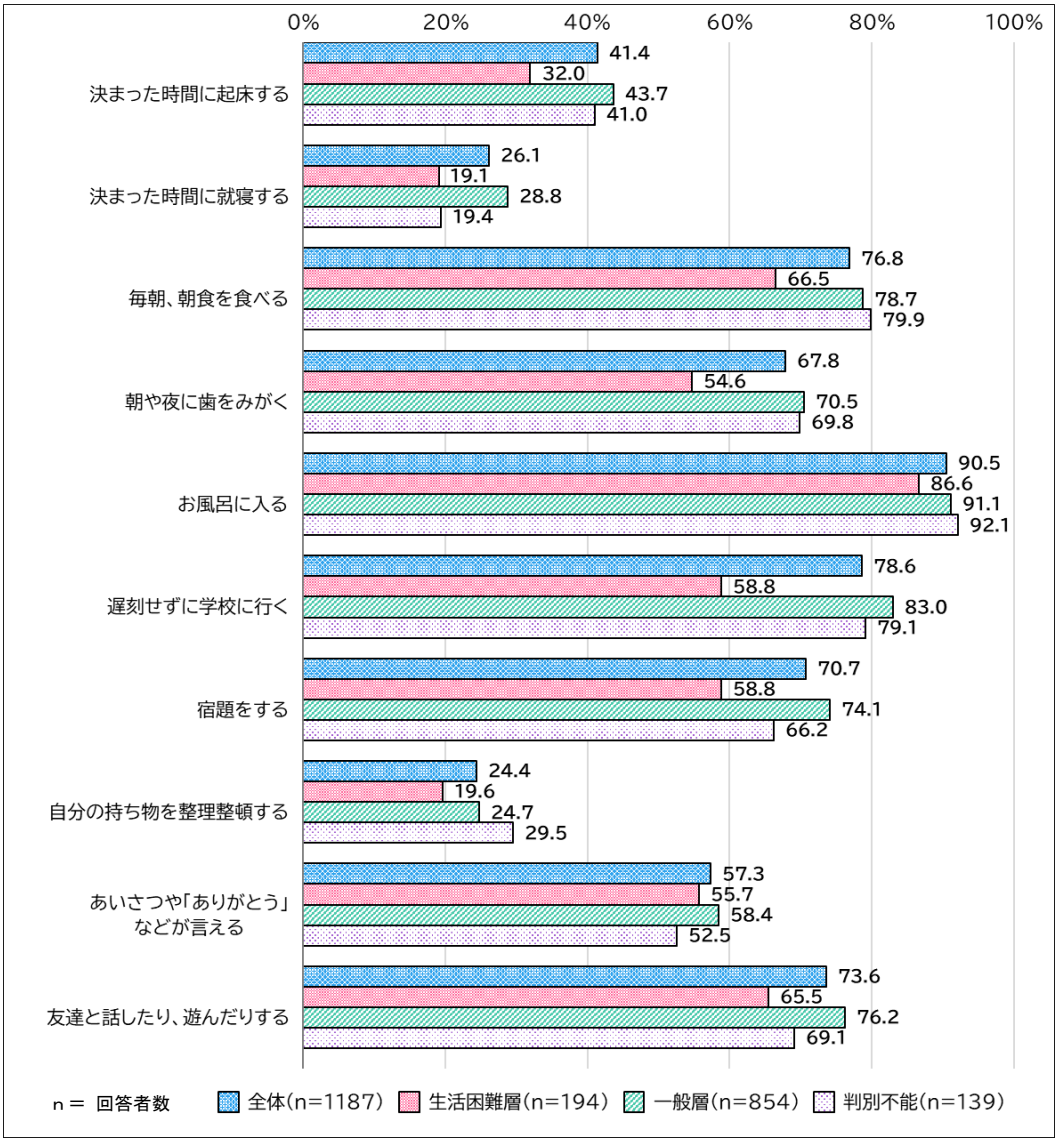
図３．生活・学習習慣の状況



【小１・小５・中２・高２の保護者】

《困難度が高い世帯》と《それ以外の世帯》を比較すると“遅刻せずに学校に行く”は、《それ以外の世帯》では 83.0%が「できている」に対し、《困難度が高い世帯》では 58.8%と少ない。その他、すべての項目で《困難度が高い世帯》の方が「できている」割合が少なくなっている。

図４．生活・学習習慣の状況
＜“できている”の割合＞



その他、令和 7 年度全国学力・学習状況調査によると、朝食の摂取率は、小学校 6 年生において、武雄市は 91.8%であった。（全国 93.7%、佐賀県 93.1%）

中学校 3 年生においては、武雄市 92.7%であり（全国 91.2%、佐賀県 91.8%）、小中学校ともに大きな差はない。

表 6 のように、武雄市立小中学校における不登校児童生徒の割合は、令和 6 年度では小学校 2.1%、中学校 7.5%となっている。

小学校では、全国平均 2.3%、佐賀県 2.0%であり国の水準より低く、県の水準より高い。

中学校においては、全国平均6.8%、佐賀県5.8%であり国、県より高くなっている。

表６．市立小中学校の不登校児童生徒数

年度	R3	R4	R5	R6
小学校（%）	1.4	1.8	1.9	2.1
中学校（%）	5.2	6.2	6.8	7.5

出典：武雄市調べ

（７）子育てにかかわる各種制度の運用上の課題

「子どもの生活実態調査」、「ひとり親家庭等アンケート調査」以外に、こどもの貧困にかかわる関係者を集めた「子どもの貧困対策会議」や武雄市子どもの貧困対策ワーキンググループ、こどもの笑顔コーディネーター、保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校、主任児童委員などへのアンケート・ヒアリング調査を実施したが、その中では、制度的な背景を要因とする課題として、主に次の事項が挙げられた。

- 市の担当課との連携や事前の情報共有、ケース会議の実施などにより支援がスムーズに進んだ事例もある一方で、情報共有の不足やタイミングの遅れ、関係機関間での連携範囲の不明確さなどがある。
- 兄弟児に関する情報が他施設に共有されないこと、必要な情報が十分に得られないケースがある。
- 外見上は一定の生活水準を保っているものの家計管理の偏り等で実質的に困窮している家庭など問題が見えにくい「潜在的な困難層」や支援制度の対象外となる層があり貧困の多様化・複雑化が進んでいる。
- 個人情報の取り扱いにより十分な情報共有が難しい場合がある。
- 不登校は様々な要因が複雑にからみあっていることから、包括的な家庭支援の必要性があり家庭全体を対象とした支援体制の構築が必要である。
- 組織内の横断的な連携の強化や情報が自然に集まる仕組みの構築など持続的な支援体制の整備が求められている。

６．武雄市のこどもの貧困対策の基本理念と取組姿勢

武雄市のこどもを取り巻く状況に対し、武雄市教育大綱「未来はわたしたちが創る」における「もっと、こどもまんなか」の基本理念も踏まえ、こどもの貧困対策として次に掲げる基本理念と取組姿勢をもって臨む。

（１）基本理念

○全てのこどもたちが現在から将来にわたり生まれ育った環境に制約を受けることなく、自分の将来に希望を持てる地域社会の実現を目指す。

○次代の担い手であるこどもたちが「未来の社会を生き抜く力」を身につけることで、自分の人生を自ら切り開き、貧困の連鎖に陥ることなく社会で自立していくことを目指す。

○地域の力も活用しながら、こどもの成長に応じた切れ目のない長期的・継続的な支援を確立し、早い段階からその解決や予防につながる「こどもに寄り添う伴走型支援」を目指す。

○義務教育後も安心して進学ができる、または自立した社会人となれるための支援強化を目指す。

（２）取組姿勢

①こどもの視点で連鎖を断つ

「早い段階からの予防」、「連鎖を断つ」の視点から、こどものライフステージに沿って、切れ目なく、かつ、きめ細やかな施策を実施する。

②学校をプラットフォームに

学校をこどもの貧困対策の「プラットフォーム」と位置付け、こどもの成長・発達段階に合わせた、切れ目のない施策を推進する。

③こどもの養育に関して「困難度が高い」世帯への支援

こどもの健全な成育環境を担保するため、「困難度が高い」世帯への重点的支援を推進する。

④全市的な取組み

こどもの実態を踏まえ、教育・福祉等を有機的に組み合わせるだけでなく、武雄市の将来を支える人材育成として、こどもの貧困対策に市役所を挙げて取り組む。直接の関連のない事業においても、こどもの貧困対策の視点を取り入れて横断的・総合的に施策を推進

する。

⑤地域等との協働

長期的、継続的に取組を推進するため、地域、民間の企業・団体等との連携等によってこどもを取り巻くすべての者が協働して取り組む。

⑥継続的な取組み

今後５年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組むとともにこどもの実態に関する指標を設定し、定期的に計画の点検を行う。

⑦自治体間の交流と国等への働きかけ

各自治体と積極的に情報交換を行い、武雄市の特性を活かせる取組を積極的に取り入れるとともに、国や県、関係機関に対して、あらゆる機会を捉えて政策や予算の要望、連携の強化を求める。

７．こどもの貧困対策の具体的な施策と指標

（１）施策の柱

武雄市は、基本理念と取組姿勢、そしてこどもたちを取り巻く状況を踏まえ、以下の４つの柱を設定し、それに基づき施策を実施する。

４つの柱は各々独立したものではなく互いに相関し合う関係である。それぞれの施策・事業は、互いに連携・連動することにより、一層の相乗効果を生むことを想定して施策の実施にあたる。

Ⅰ．こどもに寄り添う伴走型支援

こどもの貧困対策においては、学校段階のギャップを埋め、地域の力も活用した長期的・継続的かつ総合的な支援が必要である。

施策としては、早い段階からその解決や予防に向けて、**こどもに寄り添う伴走型支援の充実**に取り組む。特に、こどもの養育に関して「困難度が高い」と考えられる家庭を見出し、「少し気になるこども」への早期対応に努める。

第三期計画では、これまで取り組んだ伴走型支援について、こどもの笑顔コーディネーターによる持続可能な切れ目のない支援体制を継続していく。こどもや家庭状況に応じたアウトリーチでの訪問支援や中学校３年生、義務教育後の進学等支援、笑顔コーディネーターの役割の周知等、伴走型支援の充実を図る。

Ⅱ．教育・学びの支援

貧困の連鎖を断ち切るためには、こどもたちが家庭環境等に関わらず、自分の将来を切り開くための「未来の社会を生き抜く力」を身につけることが重要である。

①**「学校」をプラットフォームとしたあらゆる学びへの環境整備**として、総合的なこどもの貧困対策の展開に取り組む。特に、地域のこどもは地域で育てるという観点で、地域とともにある学校を構築するとともに、スクールソーシャルワーカー等を活用し

た教育環境の整備を推進する。

②学力・体験支援として、学力の向上と定着、体験活動の充実、資格取得の支援に取り組む。特に、各関係機関と連携し、基礎学力の定着や学習への意欲づけと学習習慣の確立、生き抜く力の基盤や成長の糧となる体験活動の支援を推進する。

③就学支援・学びの環境支援として、こどもの養育に関して困難度の高い家庭等への支援に取り組む。特に、新入学の際の負担軽減や奨学金等の支援を継続するとともに、就学・修学・就職のための給付・貸与・減免等の多様な制度の認知度向上に取り組む。

また、こどもの貧困問題の啓発により、問題の早期発見、早期対応を促す。

Ⅲ．生活・養育環境の支援

こどもたちが「未来の社会を生き抜く力」を身につけるためには、身体的・精神的に安定した環境で生活ができ、正しい生活習慣を身に付けられることが重要である。

①親子への生活・養育環境の支援として、子育て世帯が孤立することなく、こどもを養育できるような生活環境の確立支援に子育て総合支援センターとこども家庭センターが連携して取り組む。

また、ヤングケアラー問題等部署を跨ぐ複合的課題について相談・支援できる包括的な支援体制を強化することで課題発見の精度向上に努める。その他、ひとり親世帯の養育費確保等安心して子育てができる支援、親の養育能力・養育意識向上を図る。

支援者が支援のために必要な情報についてより円滑に取り扱うことができるようこどもの貧困問題に関する個人情報については、市の包括的な支援体制の中で個人情報の一元化を図る。

②保護者の生活支援として、保護者がそれぞれの能力を発揮できるような支援に取り組む。育児と仕事との両立支援のほか、社会的な孤立や育児不安を解消するための相談体制の充実を図る。

③こどもの生活支援・居場所づくりとして、家庭での学習や遊び・交流が困難なこどもたちに対して、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図るとともに放課後等に安心して楽しく過ごせる居場所づくりや非認知能力を上げる体験活動を推進する。

また、こどもや保護者が孤立せず地域で育てるという観点で、支援がより多くの家庭に届くように地域・団体との協働による子育てを目指す。

④こどもの自立に向けた支援として、義務教育修了後にこどもたちが経済的理由で進学を諦めないための支援、又は就職等自立して社会人となるための支援に取り組む。

高校進学後の中途退学者、ひきこもり等問題を抱えるこどもに対する自立支援、就労への支援、健康・生活支援、学び直し支援等関係機関の連携により孤立を防ぎ、支援につなぐ。

Ⅳ．就労・経済的な支援

こどもたちが、周囲からの十分な関わりを受けて、安全・安心・安定の確保された生活を営むためには、保護者が安定した就労状況にあり、公的な支援も活用して最低限必要な経済基盤が保障され、経済面でも精神面でもゆとりを持って生活することが重要である。

①就労の支援として、ハローワーク武雄や県、商工団体と連携し、職業資格等の取得により正規雇用につなげる支援等を行うとともに、就業環境の改善のために雇用対策の強化に取り組む。

②経済的な支援として、保護者に対し、ひとり親世帯等に限らず生活状況に応じた給付事業等の支援を確実に行うとともに、実態を踏まえた柔軟な支援方策に取り組む。

（２）具体的な取組み

（１）で述べた４つの柱のもと、別表１のとおり事業を設定する。

設定されていない事業についても、こどもの貧困対策の視点も取り入れ、個々の事業において改善に取り組む。

なお、事業については、国や県の制度変更だけでなく、指標を含めた市の状況変化に応じて見直されることもあるため、年度ごとに事業の一覧を作成する。

（３）指標

本計画を総合的に推進するに当たり、計画の実効性を担保し、こどもの実態、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、別表２のとおり指標を設定する。

なお、国の「こども大綱」及び「佐賀県こども施策実行計画」において掲げられている指標において、武雄市単独では、統計的に算出が困難なものも多いため、必要に応じて、佐賀県の数値を踏まえた実施状況等を検証する必要がある。そのため、「佐賀県こども施策実行計画」における数値についても参考値として掲載している。

こどもの貧困については、こどもの教育や学び、生活環境、保護者の就労や経済状況など、幅広く多岐にわたり、かつ、それらが相互・複合的に影響を与えていることから、現時点で各々の指標に対して目標数値を設定することは困難だと考えているが、個別事業単位では、目標数値を設定し、目に見える取組を推進していくように努める。

なお、指標そのものについても、新たな調査の実施や統計データの突合等により、現状をより具体的に把握できる指標がある場合には、適時に指標の追加・修正を行う。

（４）計画の見直し

本計画については、指標の数値変化だけでなく、個別事業における状況や効果、武雄市のこどもを取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、長期的な視野の下、必要に応じて見直しや改善を図る。

武雄市こどもの未来応援計画　事業体系（令和 8 年度）　　【別表 1】

施策の柱	施策	事業	担当部署
1 こどもに寄り添う伴走型支援		こどもの笑顔コーディネーター設置事業	こども未来課
		こどもの貧困早期発見・支援ガイドブック作成	こども未来課
		こども教育会議（総合教育会議）	企画政策課
2 教育・学びの支援	①「学校」をプラットフォームとしたあらゆる学びへ環境整備	佐賀県スクールカウンセラー事業	新しい学校づくり課
		スクールソーシャルワーカー活用事業【県事業】	新しい学校づくり課
		コミュニティ・スクール事業	新しい学校づくり課
	② 学力・体験支援	放課後等補充学習支援事業	新しい学校づくり課
		学力・知能・進路適性検査	新しい学校づくり課
		職業意識づくり教育	新しい学校づくり課
		放課後子ども教室	こども未来課
		わんぱくスクール・ジュニアリーダー育成事業	生涯学習課
	③ 就学支援・学びの環境支援	不登校・引きこもり訪問支援事業	新しい学校づくり課
		就学相談	新しい学校づくり課
		別室学校生活支援員配置事業	新しい学校づくり課
		学校生活支援員配置事業	新しい学校づくり課
		就学援助（要保護・準要保護）	教育総務課
		特別支援教育就学援助	教育総務課
		奨学資金貸与事業	教育総務課
		給付・貸付・減免制度の周知	こども未来課
		高校入学等準備支援金支給事業	こども家庭課
		各小中学校に生理用品の設置（生理の貧困）	新しい学校づくり課
3 生活・養育環境の支援	① 親子への生活・養育環境の支援	こども家庭センター事業	こども家庭課
		母子・父子自立支援員の設置	こども家庭課
		要保護児童対策協議会運営事業	こども家庭課
		母子生活支援施設措置事業	こども家庭課
		障がい児通所支援事業	福祉課
		生活困窮者自立支援事業	福祉課
		乳幼児家庭全戸訪問事業	こども家庭課
		母子保健推進員活動事業	こども家庭課
		民生委員児童委員連絡協議会活動支援事業	福祉課
		自殺対策強化事業	健康課
		地域子育て支援拠点事業	こども未来課
		子育て援助活動事業（ファミリーサポート事業）	こども未来課
		利用者支援事業	こども未来課
		養育費確保支援事業	こども家庭課
	② 保護者の生活支援	女性総合相談事業	こども家庭課
		子育て短期支援事業	こども家庭課
		子育て交流サロン	こども家庭課
		子育て世帯訪問支援事業	こども家庭課
		DV防止対策事業	男女参画・市民協働課
		発達障がい児支援強化事業	こども家庭課
		病児・病後児保育事業	こども未来課
	③ こどもの生活支援・居場所づくり	放課後児童健全育成事業	こども未来課
		フッ化物応用事業	こども家庭課
		こどもの居場所事業	こども未来課
	④ こどもの自立に向けた支援	就労準備支援事業	福祉課
		就職情報提供	商工課
4 就労・経済的な支援	① 就労の支援	母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給事業	こども家庭課
		母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業	こども家庭課
		雇用創出　スタートアップ支援事業	商工課
		障がい者雇用促進事業	福祉課
		被保護者就労支援事業	福祉課
	② 経済的な支援	児童手当給付事業	こども家庭課
		児童扶養手当給付事業	こども家庭課
		子ども医療費助成事業（未就学、小・中学生、高校生年代まで）	こども家庭課
		助産施設措置事業	こども家庭課
		ひとり親家庭等医療費助成事業	こども家庭課
		生活保護事業	福祉課
		母子父子寡婦福祉資金貸付【県事業】	こども家庭課
		新生児聴覚スクリーニング検査助成事業	こども家庭課
		実費徴収に係る補足給付を行う事業補助金	こども未来課
		保育料無償化	こども未来課

こどもの貧困に関する指標（令和 8 年度）　【別表2】

（単位：%）

No.		指標	国	佐賀県	武雄市	備考
1	生活保護世帯	高等学校等進学率	92.5	90.3	※個人情報保護及び特定防止の観点から非公表	令和3年度～令和7年度(5ヵ年)の平均値
2		高等学校等中退率	4.0	9.0	※個人情報保護及び特定防止の観点から非公表	令和3年度～令和7年度(5ヵ年)の平均値
3		大学等進学率	40.6	20.8	33.0	令和3年度～令和7年度(5ヵ年)の平均値
4	学校	スクールカウンセラーの配置率（小学校）	79.0	100.0	100.0	8名で市内小学校11校、中学校5校を担当
5		スクールカウンセラーの配置率（中学校）	81.3	100.0	100.0	
6	ひとり親家庭	親の就業率（母子家庭）	86.3	89.7	91.9	児童扶養手当受給者のみ（令和7年8月現在）
7		親の就業率（父子家庭）	88.1	86.9	100.0	児童扶養手当受給者のみ（令和7年8月現在）
8		ひとり親家庭のこどもの進学率（中学卒業後）	94.7	―	98.0	児童扶養手当受給者のみ（令和7年8月現在）
9	武雄市独自指標	要保護・準要保護認定者の割合	※13.6	※12.3	14.1	認定者数515人（令和8年4月1日）
10		朝ごはん摂取率（小学6年生）	93.7	93.1	91.8	「できている」「ほぼできている」と回答した児童の割合（令和7年度調査）
11		朝ごはん摂取率（中学3年生）	91.2	91.8	92.7	「できている」「ほぼできている」と回答した児童の割合（令和7年度調査）
12		不登校児童数（30日以上）の割合（小学校）	2.3	2.0	2.1	令和7年3月末
13		不登校生徒数（30日以上）の割合（中学校）	6.8	5.8	7.53	令和7年3月末

※要保護・準要保護認定者の国及び県の割合については、認定の基準が自治体により異なり比較できないため参考値として掲載。（被災児童生徒は除く）